

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」等について

1 概要

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 97 号。以下「改正法」という。）において、新たに特定事業者たる士業者（行政書士等、公認会計士等、税理士等）に対し、疑わしい取引の届出を義務付けたことなどから、これに関する規定の施行に向けて下位法令等の整備を行ったもの。

2 改正等を行った関係法令の概要

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（意見公募手続を実施）

士業者による疑わしい取引の届出事項を定めたほか、所要の経過措置を設けた。
- (2) 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
改正法の関係規定の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とした。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（内閣府等令。意見公募手続を実施）
 - ア 士業者における疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断に関する事項や、士業者に係る疑わしい取引の届出書等の様式を定めた。
 - イ 士業者による疑わしい取引の届出について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等として指定した。
- (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委員会規則）

改正法による引用法令の条項番号の移動に伴う規定の整備を行った。

3 意見公募手続の実施結果

令和 5 年 12 月 1 日（金）から同年 12 月 31 日（日）までの間、意見公募手続を実施した結果、9 件の御意見が寄せられた。

4 今後の予定

関係法令の施行：令和 6 年 4 月 1 日（月）